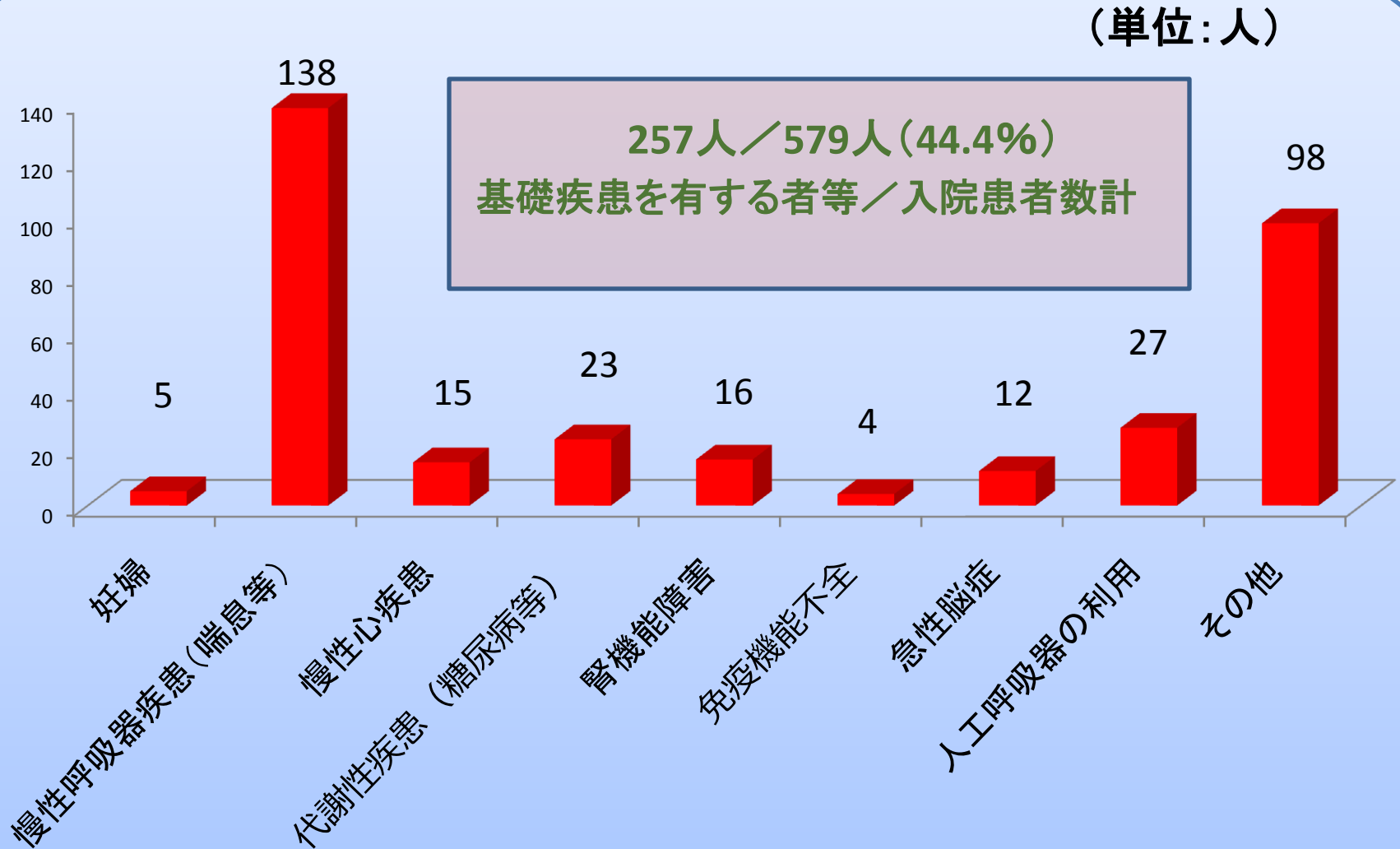


2-(2)-5 新型インフルエンザによる入院患者の概要 — 基礎疾患を有する者等の内訳（平成21年9月1日時点） —



※インフルエンザ入院サーベイランスにおける
平成21年9月1日時点のデータ

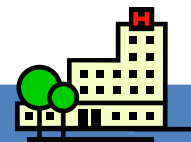
【目的】

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

【概要】

(約5,000定点のインフルエンザ定点医療機関)

インフルエンザと診断した患者について、1週間(月曜日から日曜日)ごとに、保健所に報告



5,000
Hospital



(保健所)

入手情報を毎週水曜日までにNESIDにより厚生労働省に報告

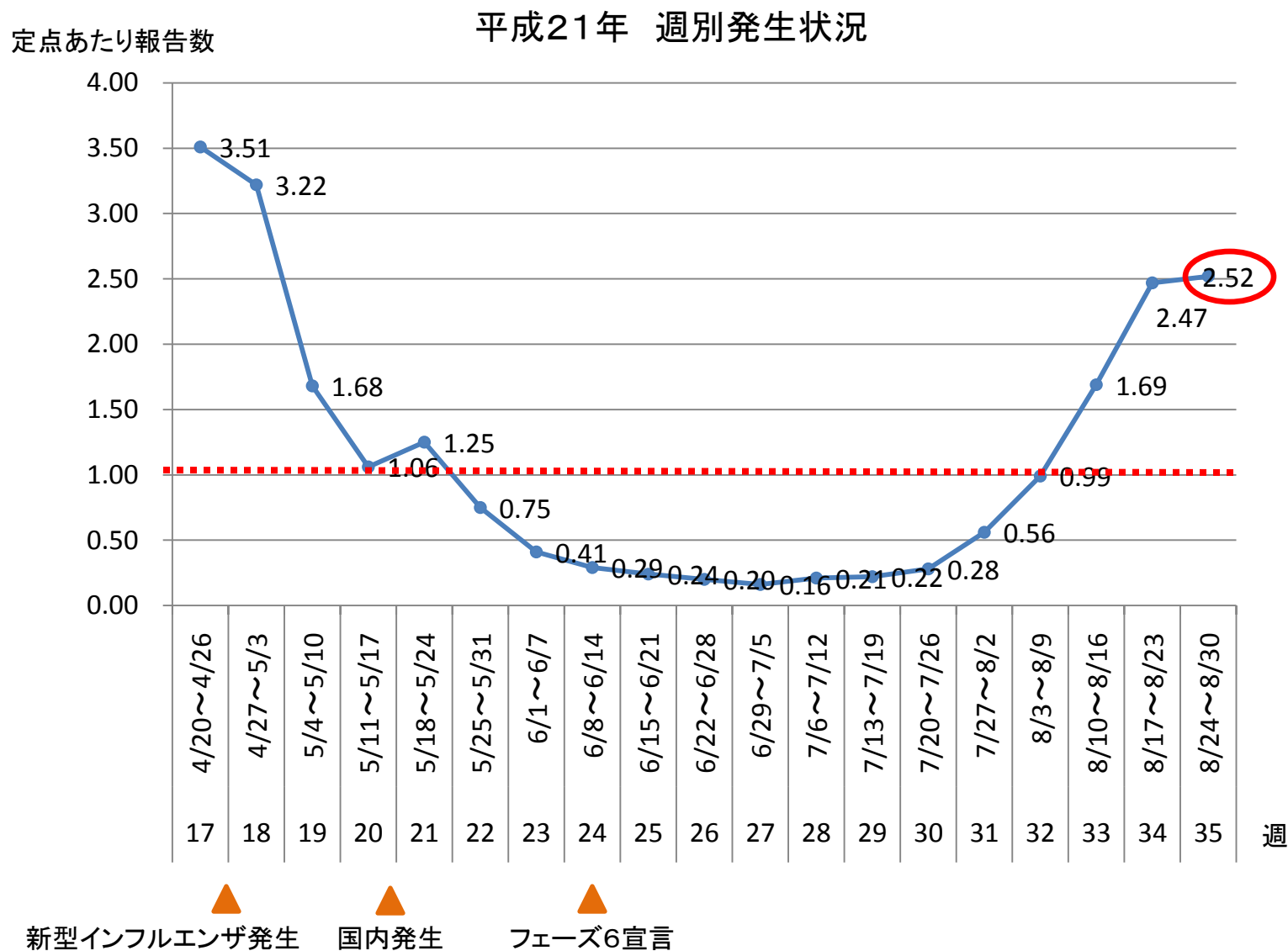


定点当たり報告数

— 32週～35週・都道府県 —

	32週	33週	34週	35週
	定点当たり	定点当たり	定点当たり	定点当たり
総 数	0.99	1.69	2.47	2.52
北海道	0.18	0.32	0.82	2.17
青森県	0.67	1.35	1.02	0.60
岩手県	0.32	1.20	1.22	1.34
宮城県	0.15	0.41	1.07	1.42
秋田県	0.13	0.95	1.95	1.85
山形県	0.17	0.65	1.29	1.90
福島県	0.43	2.45	2.13	1.86
茨城県	0.91	2.11	1.76	2.04
栃木県	0.62	1.22	1.30	0.84
群馬県	0.28	0.83	1.09	1.10
埼玉県	0.79	1.91	2.94	2.60
千葉県	0.85	1.43	2.65	2.95
東京都	1.68	2.14	2.64	3.01
神奈川県	0.88	1.66	2.85	2.32
新潟県	0.11	0.79	1.67	1.70
富山県	0.06	0.21	0.91	1.91
石川県	0.46	0.81	1.13	1.15
福井県	0.66	1.03	2.84	2.13
山梨県	0.45	0.56	1.90	1.45
長野県	1.44	1.83	1.63	1.51
岐阜県	0.67	1.62	1.29	1.24
静岡県	0.31	0.88	1.81	1.44
愛知県	0.76	1.63	2.32	2.34

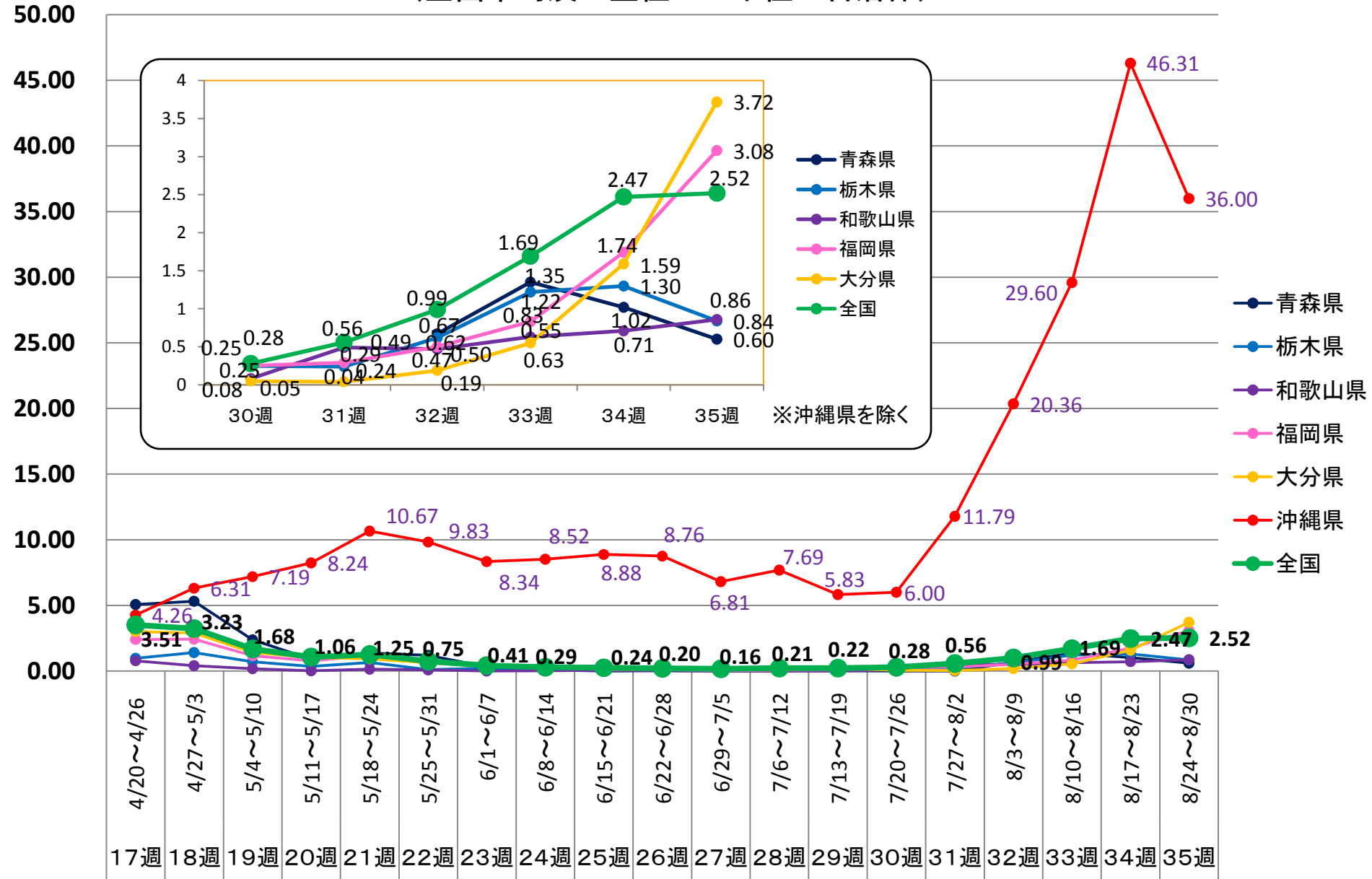
	32週	33週	34週	35週
	定点当たり	定点当たり	定点当たり	定点当たり
三重県	0.83	0.83	1.58	1.40
滋賀県	2.48	2.48	2.54	2.25
京都府	1.77	1.77	2.46	2.30
大阪府	2.14	2.14	2.81	3.08
兵庫県	1.19	1.19	2.01	2.07
奈良県	2.96	2.96	1.85	1.67
和歌山県	0.63	0.63	0.71	0.86
鳥取県	0.79	0.79	1.59	1.55
島根県	1.79	1.79	1.71	1.97
岡山県	0.40	0.40	0.92	1.21
広島県	0.54	0.54	0.94	1.22
山口県	0.51	0.51	1.06	1.18
徳島県	1.11	1.11	2.84	2.31
香川県	1.81	1.81	1.94	1.83
愛媛県	0.93	0.93	1.08	1.33
高知県	2.10	2.10	2.35	3.00
福岡県	0.83	0.83	1.74	3.08
佐賀県	0.87	0.87	2.00	1.95
長崎県	1.46	1.46	1.59	1.69
熊本県	0.51	0.51	1.46	2.35
大分県	0.55	0.55	1.59	3.72
宮崎県	1.15	1.15	1.37	2.20
鹿児島県	1.49	1.49	1.90	1.87
沖縄県	29.60	29.60	46.31	36.00



3-○-4 平成21年 週別発生状況 (定点医療機関からの報告)

定点あたり報告数

(全国平均及び上位3・下位3自治体)



サーベイランスで特に国への迅速な連絡が必要なもの

次の①～⑥の事象を把握した場合は厚生労働省に速やかな連絡を行い、公衆衛生上必要性が認められるものについては、厚生労働省と地方自治体の連携のもと公表

- ① 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の**10人以上**の集団発生を把握した場合
- ② 社会福祉施設等において、入所者・利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の**10人以上**の集団発生を把握した場合
- ③ 新型インフルエンザの入院患者が、入院中に**人工呼吸器を使用した**ことを把握した場合、**インフルエンザ脳症**を発症している場合、又は**集中治療室に入室**している場合
- ④ 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が**死亡した場合**又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合
- ⑤ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、**抗原性の変化や薬剤耐性**を確認した場合
- ⑥ その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

今後のサーベイランスの方向

- さらに今後、感染拡大が続き、現在のサーベイランス体制が継続できなくなった状況時には、

1 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス

(1) クラスターサーベイランス



中止：医療機関、学校、福祉施設からの集団発生（規模は例えば10人以上）について、それぞれの設置者から保健所への連絡に限定。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告



小康状態になるまで継続。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

(1) ウイルスサーベイランス



継続実施。

(2) インフルエンザ入院サーベイランス



例示：①報告項目の縮小。②PCRの不実施。
③対象者を人工呼吸器装着者、ICU入室者
脳症発症者に制限。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

● インフルエンザサーベイランス



継続実施。